

揚貨設備規則

揚貨設備規則検査要領

揚貨設備規則
揚貨設備規則検査要領

2010 年 第 1 回 一部改正
2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 17 号／達 第 34 号
2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議
2010 年 2 月 23 日 理事会 承認
2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

揚貨設備規則

規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 17 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 17 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.1 一般

2.1.1 適用

-4.を次のように改める。

-4. 年次詳細検査では、揚貨設備の用途、構造、履歴、前回の試験、検査の成績及び現状に応じて、~~検査員が差し支えないと認めた~~本会が適当と認める場合、2.2 から 2.5 に規定する試験、検査項目の範囲及び程度を減ずる変更することがある。

附 則

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

揚貨設備規則検査要領

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 34 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 34 号
揚貨設備規則検査要領の一部を改正する達

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.1 一般

2.1.1 適用

-3.を次のように改める。

- ~~-3. 規則 2.1.1-4.の適用に際して、規則 2.2 に規定する荷重試験の実施は、次の(1)及び(2)に掲げる条件に適合した揚貨装置については省略しても差し支えない。~~
- ~~(1) ヘビードリック装置においては、使用頻度が少なく、かつ使用に先立って荷重試験を行うことを条件としたもの。~~
- ~~(2) けんか巻式ドリック装置においては、振り回し式ドリック装置としての荷重試験が良好で、かつ、プリベーターガイ用アイプレートの状態が良好なもの。~~
- 3. 規則 2.1.1-4.でいう「本会が適当と認める場合」とは、本会が特に承認した方法により検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。

2.5 荷重試験

2.5.1

-4.を次のように改める。

- 4. 揚貨装置、荷役用リフト及び荷役用ランプウェイ装置の荷重試験及び作動試験の詳細は、規則に定められていない事項については、次の(1)から(4)に定めるところによる。
- (1) デリック装置
- (a) 規則 9.2.2(1)に定める追加の制限荷重の指定を行う場合、追加の制限荷重に対する荷重試験は省略することができる。この場合、制限荷重等と追加の制限荷重等との関係は、次式を満足したものであること。

$$B = W \times \frac{\cos \alpha}{\cos \beta}$$

W：制限荷重 (t)

α ：制限角度 (deg)

B：追加の制限荷重 (t)

β ：追加の角度 (deg)

(b) 次の i) 及び ii) に掲げる条件に適合した揚貨装置については、荷重試験の実施を省略することができる。

i) ヘビーデリック装置においては、使用頻度が少なく、かつ使用に先立って荷重試験を行うことを条件としたもの。

ii) けんか巻式デリック装置においては、振り回し式デリック装置としての荷重試験が良好で、かつ、プリベンターガイ用アイプレートの状態が良好なもの。

(以下省略)

附 則

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。